

付属メニュー一定義書
【口座振替初回引落とし割引】

2024年10月1日実施

青梅ガス株式会社

2024年7月4日 策定

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の成立	1
4. 料金	1
5. 口座振替初回引落し割引の消滅	1
6. その他	1
付 則	
1. 実施の期日	2
(別表)	3

1. 用語の定義

付属メニュー定義書【口座振替初回引落し割引】（以下「この定義書」といいます。）ならびにこの定義書に基づくガス使用契約、ガス需給契約もしくはガス小売供給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この定義書に基づくガス使用契約、ガス需給契約またはガス小売供給契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2. 適用条件

この定義書は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の認める約款（別表第1）に基づく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約に基づく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この定義書の適用を希望されること。

3. 契約の成立

口座振替初回引落し割引は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

4. 料金

当社は、原則として、各料金算定期間の主契約の料金を、次の規定に基づき算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率に基づき精算いたします。

- (1) 口座振替割引額は、1主契約につき、次に定める金額といたします。
- (2) ただし、各料金算定期間の口座振替割引額は、別表第1に定める主契約によって算定された早収料金を上回らないものといたします。
- (3) 各料金算定期間の主契約の料金は、その前月の主契約の料金がお客さまの指定する口座から当社が指定する1回目の振替日に引き落とされた場合、別表第1に定める主契約によって算定された料金から口座振替割引額を差し引いたものといたします。

口座振替割引額（1主契約につき）	55円（消費税等相当額を含みます。）
------------------	--------------------

5. 口座振替初回引落し割引の消滅

お客さまが主契約を廃止した場合は、その廃止日に口座振替初回引落し割引が消滅したものといたします。

6. その他

その他の事項については、別表第1に定める一般ガス供給約款、選択約款またはガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2024年10月1日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。

一般ガス供給約款

選択約款【家庭用温風暖房契約】

選択約款【家庭用温水暖房契約】

選択約款【家庭用厨房・風呂給湯・暖房契約】

選択約款【家庭用コージェネレーションシステム契約】

選択約款【小型空調契約】

選択約款【空調（冷房）契約】

ガス小売供給約款【今井1丁目382番地～591番地のうち登録地点】

ガス小売供給約款【富岡市営住宅】

(2) その他当社が定める選択約款等に対しこの定義書を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。